

# 札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会

## 第2回墓地部会

### 議 事 録

日 時：2021年3月24日（水）午前9時30分開会  
場 所：札幌市社会福祉総合センター 4階 視聴覚兼会議室

## 1. 開 会

○上田部会長 定刻となりましたので、ただいまより第2回墓地部会を開催させていただきます。

初めに、事務局より、委員の出席状況及び配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（敦賀生活環境課長） おはようございます。札幌市保健所生活環境課長の敦賀です。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、委員の本日の出席状況ですが、石井委員と小林委員が欠席のため、6名の委員にご出席いただいております。

なお、石井委員におかれましては、可能でしたらご出席いただけると伺っております。

本日も、コロナウイルス対策のため、オンラインによる会議の開催となります。

前回に引き続き、発言ルールをご案内させていただきます。

一つ目ですが、発言時以外はマイクをオフにするようお願いいたします。

二つ目ですが、発言する際は挙手をお願いいたします。

三つ目ですが、議事録を取る関係から、発言する前にお名前を名乗っていただいてから、発言をお願いいたします。

次に、資料の確認でございます。

資料は、事前に郵送及びメールで送付させていただいておりますが、まず、会議次第、そして、資料1から資料6までで、9ページあります。さらに、参考資料の1のA4判の札幌市における旧設墓地課題解決に向けた基礎調査業務報告書（抜粋版）です。

不足しているものとかはございませんでしょうか。

なお、本日の会議は公開となっており、マスコミの方も来場されております。

また、会議録につきましては、後日、札幌市のホームページで公開させていただきます。

## 2. 議 事

○上田部会長 それでは、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、議事の（1）の墓地部会1回目の振り返りについてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

なお、事務局の説明が一通り終わりましたら、随時、委員の皆様からご意見等を伺いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 今回、資料送付が直前になってしまいました。いろいろと不手際があり、申し訳ございませんでした。

それでは、以降、座って説明させていただきます。

墓地部会1回目の振り返りと今後のスケジュールについて説明します。

1ページをご覧ください。

上から2段目には本日の部会で検討していただきたいことを記載しておりますが、①の

市営霊園の改修や機能の統廃合、㊸の市営霊園の運営手法ということで、改修や機能の統廃合や道路舗装など、今後はいろいろと修繕が発生しますので、これらについて皆様に議論をいただきたいと思います。

市営霊園の運営手法ですが、一般的には、指定管理制度、PFI制度を導入することで経費を削減するといわれています。こちらはすぐに決められる話ではありませんが、昨年2月、サウンディング型市場調査により民間事業者との対話を行っておりますので、それも踏まえ、現在の事務局の考え方などを報告したいと思います。

それでは、前回までの振り返りです。

第1回目の墓地部会におきましては、㊶の市営霊園の無縁墓への対応、㊷の合同納骨塚の運用方法について議論をしていただきました。

無縁墓の対応についてですが、新年度に入りましたら無縁墓の本格的な調査を実施しますが、フローチャートについては委員の皆様方のご意見を聞きながら固めることができました。

また、合同納骨塚の運営方法につきましても、ある程度の整理ができました。

これらについて活発な意見をいただきましたけれども、時間の関係等もあり、協議が中断したものもあります。例えば、無縁墓の整備では、改葬した後の施設の利用や合葬墓の位置づけなどで、こちらを最初に議論していただきたいと思っております。

また、新年度に入ってからですが、第3回墓地部会においては、㊹の旧設墓地の管理方法、㊺の市営霊園の新たな管理料制度の検討、㊻の民間墓地・納骨堂の安定経営に向けた指導について報告をさせていただきたいと思います。

なお、第3回の墓地部会については5月を予定しております。

それ以降のスケジュールは下の表に掲載させていただいております。

○上田部会長 ただいま、全体のスケジュールと墓地部会1回目の振り返りについて説明をいただきました。

前回はかなり活発な意見交換があり、合葬墓の話などについては時間の関係から途中で終わってしまいました。しかし、そもそもの札幌市の墓地行政に対する基本方針の確認ということについては次の議事で事務局から改めてご説明いただき、ある程度の時間を取って意見交換の場を設けたいと思っております。ですから、今の時点ですぐに思いつかない場合は後ほどにご意見をいただければと思いますが、この段階で前回に言いそびれたことなどはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 それでは、次の議事のところで意見交換の続きを行いたいと思います。

続きまして、議事の(2)の札幌市の墓地行政に対する基本方針についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(高谷墓園管理係長) それでは、札幌市の墓地行政に対する基本方針について、資料2に基づき、ご説明をさせていただきます。

まず、左上をご覧ください。

こちらは、札幌市の墓地、納骨堂の整備状況です。

前回もお話をさせていただいておりますが、札幌市には平岸、里塚、手稲平和という3か所の市営霊園があります。また、現在、札幌市が誕生する以前に各地域に発生した墓地が17か所ありまして、我々では旧設墓地と言っております。そのほか、真駒内滝野霊園、藤野聖山園、簾舞霊丘公園という民間墓地、そして、宗教法人等による納骨堂があります。

その隣をご覧ください。

札幌市の現在の墓地供給の基本的な考え方です。

昭和52年、用地や財源の確保が困難なため、札幌市民間墓地取扱要綱を制定し、民間霊園に墓地供給を委ねることとし、昭和56年に真駒内滝野霊園、藤野聖山園に墓地の経営許可を与えた後、昭和59年の里塚霊園最終公募以降は新たな造園は行わないこととしております。

次に、3ページをご覧ください。

ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、上段に国が示す墓地等の在り方を記載しております。

左側ですが、まず、昭和初期以降の状況として、昭和23年に現在の墓地・埋葬等に関する法律が制定されまして、法律の目的が墓地・納骨堂又は埋蔵等が国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることと定められました。

また、その下ですが、昭和43年には、経営の許可の取扱いについてとして、墓地等の経営については永続性と非営利性が確保されなければならないとの通知が出されており、墓地・埋葬等に関する法律が制定された昭和初期の頃は、その下に三つを囲ってありますけれども、公衆衛生、公共の福祉、永続性・非営利性に重きを置いたものとなっております。

墓地が担うべき役割、重視する方向性は時代とともに変化し、上段右側に記載のとおり、平成12年には、墓地経営、管理の指針等についてとして、今まで述べていた公衆衛生上の規定や公共の福祉の見地からも制約を加え、調整を行っていましたが、これ以外の部分、墓地の安定的な経営、管理という永続性の確保、広域的な需給のバランスの確保、周辺的生活環境との調和等の公共の福祉との調整など、利用者の多様なニーズへの対応、そして、家族の多様化などを考えると、納骨堂の利用や有期限性の墓地利用など、墓地供給について新たな視点が重要とされ、重きが変わってきてございます。

4ページをご覧ください。

こちらには札幌市の墓地の変遷を記載しております。

左から右に時代が流れていきますけれども、上から2段目の旧設墓地の欄をご覧ください。

札幌市で墓地としての形態を整えたのは明治4年の暁野（あけしの）墓地が最初とされております。

なお、暁野については、「明」に「篠」という字で表現されることもあるようです。

この場所は、現在で言いますと、南10条、南11条の西9丁目、西10丁目の辺りですが、現在は全面的に移転改葬されております。

市営霊園のところを見ていただきたいのですが、以降、昭和初期の頃までは各地域で墓地が自主的に造成、開設されました。

一方、昭和10年代後半になりまして、札幌市が墓地の造成や研究を開始しております。昭和16年には現在の平岸霊園が開設され、以降、昭和41年に里塚霊園が開設されるとともに、平岸霊園に納骨堂が設置されました。

これまで、南東部に霊園が集中していることから、昭和48年には、西方面の市民の利便性を考慮し、手稲平和霊園が開設されております。

冒頭にご説明させていただきましたが、中段に民間墓地と記載しておりますが、昭和52年に用地や財源の確保が困難なため、墓地供給を民間霊園に移行し、昭和56年に真駒内滝野霊園、藤野聖山園に墓地の経営許可を与え、民間墓地の皆様が墓地供給を担っていただき、札幌市では昭和59年の里塚霊園最終公募以降は新たな造成は行わないこととしました。

ただし、札幌市としては、身寄りのない人、所得の少ない人へのセーフティーネットの役割を考慮し、昭和63年には平岸霊園に合同納骨塚を設置しますとともに、既存の霊園の維持管理や空き区画の有効活用の意味から、平成7年、そして、平成19年に空き区画の再公募を実施し、以降、定期的に再公募を実施し、現在に至っております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

基本構想にも記載されておりますが、中段左側に札幌市が抱える問題を記載しておりまして、墓地ニーズの多様化、無縁が疑われるお墓の増加、市営霊園の設備や管理事務所の老朽化、霊園の維持管理や修繕のための基金の低減、枯渇の恐れといった問題があります。そこで、これらの問題に対応し、市営霊園が少子高齢化社会にも対応した持続可能な運営を実現するため、四つの施策の方向性を定めています。

それが中段中央に記載されている⑦の事業者との協働により市民の墓地ニーズに対応します以下となります。

前回の第1回目の墓地部会におきまして、無縁墓対策や合同納骨塚について協議を行った際、委員の皆様から活発なご発言がありました。ただ、時間の関係もあり、議論を中断したものもあります。

例えば、無縁墓を整理し、改葬した後の敷地の利用、無縁墓予防の観点からの墓地の有期限性の導入、合葬墓の位置づけやセーフティーネットの体制、多様化するニーズへの対応といったものがそうだったかと思えます。

下段には整理すべき課題として項目をまとめておりますけれども、市営霊園に求められるもの、施策への反映といったことも含め、皆様方のご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上田部会長 ただいま事務局から資料2についての説明がありました。

こちらについては、前回の部会で札幌市としての墓地行政の考えを整理していただければというご意見があったかと思いますが、それに従って改めて整理をいただいたものとなります。これは、我々の議論する内容の全ての根底にあるそもそもの札幌市の墓地埋葬行政に対する考え方の基本方針ですが、それを一度整理していただいたということです。

なお、事務局からは資料2の下段に記載されている札幌市の市営霊園に求められるものの内容について委員の皆様からご意見をいただきたいとのことですので、委員の皆様から忌憚ないご意見をお聞かせいただければと思います。

まず、私から申し上げたいと思います。

これは蛇足になりますけれども、結局のところ、多分、この議論のポイントというのは、もともと、墓地というのは原則として市町村等の地方公共団体でなければならないということがある中、札幌市では、昭和52年から、自分たちで市営霊園をさらに増設せず、民間霊園に協力をお願いすることで進んでいくこととしました。それもあり、札幌市の役割として、上にある狭義の役割というものが想定されるということかと思います。

ですから、日本国全体ということではなく、札幌市においては、こういった歴史的な経緯があり、現在は身寄りのない人や所得のない人のセーフティーネットのため、または、既存の霊園の維持管理、空き区画への有効活用、墓地埋葬法に基づく民間墓地への指導を主な役割として担っているということで、これらを確認し、皆様からご意見をいただきたいということです。

まず、高橋委員からご意見をいただきたいと思います。

○高橋委員 前回の話合いでは、㊦について、札幌市としてはセーフティーネットとしての役割を担っていただき、相互の情報共有といいますか、連携してやりたいということだったかと思いますが。旧設墓地のものを読みますと、札幌市としてはこれからも合葬墓を増やしてほしいとありますので、その辺の扱いについては札幌市と話し合いながらできたらいいなと思っております。

ほかの自治体でも合葬墓ができているところが多いので、札幌市でもつくってほしいという意見はやはり出てくるのだらうと思いますけれども、今後、話合いの場を持ちたいと考えています。

もちろん、これは民間だけの話ではありません。前回も言いましたけれども、所得制限といいますか、資格みたいなものについて共同で考えていければと思います。私たちは札幌市から委託をされてやっている立場でもありますので、ぜひ、協力しながらやれたら大変うれしく思います。一番安定するものは国や市がやるものだと思いますけれども、そのように思っております。

○上田部会長 突然の振りにもかかわらず、どうもありがとうございます。

今のお話にもあったのですけれども、利用者の多様なニーズに対応した墓地供給の新たな視点に答えていこうという時代において、市が担うセーフティーネットの対象がどこか

ということは出てくるかと思えます。先ほど事務局からの説明にもありましたが、それについては今後議論をしていかなければいけないというご意見だったかと思えます。

次に、福田委員、最近の傾向に基づき、ご意見をいただければと思えます。

○福田委員 先ほどの高橋委員のお話にあった自治体の合葬墓についてです。

調べましたら、札幌市も含め、自治体として合葬墓や合同納骨塚と称しているものが48か所ありました。また、それ以外にも、今年中に供用開始になるところも何か所か見つかりまして、恐らく、今年中に50か所を超えるのは確実だろうと思っています。

また、それらは札幌市のように野外の施設が多いのですけれども、屋内型のものもちらちらと出てきています。それから、合葬墓の付帯施設として、記名板というのでしょうか、亡くなった方のお名前を刻むものもあります。これは埋葬の費用以外にも若干の費用がかかるのですけれども、必ずしもセーフティーネットとしての埋葬だけではなく、プラスアルファのものが合葬墓でも見られるようになっていきます。

札幌市と他の市町村では人口の規模も違いますので、一概に比較はできませんが、単なるセーフティーネットといいですか、身寄りのない人や所得の少ない人のための合葬墓だという位置づけだけではないトレンドも出てきていますので、それも少し考慮に入れたほうがいいのかと思っております。

○上田部会長 今、福田委員から情報提供があったように、他の自治体でもいろいろな形の合葬墓ができているということでした。そして、他の自治体では、札幌市のようにセーフティーネットとして、対象を限定してやっているところばかりではないということでした。ここは札幌市で議論を行うときの難しさになってくるころなのかなという気がしますが、そういうことですね。

○福田委員 そうですね。

ただ、人口が違いますし、ほかの市町村ですと、近郊に民間霊園がないなど、札幌市と置かれている状況は大分違うところは考えなければいけないと思っております。

○上田部会長 続きまして、澤委員、札幌市の墓地埋葬行政の方針について、実際の現場の意見などを反映し、どういったお考えかを教えていただけますか。

○澤委員 まず、申請者が札幌市在住の人ではないと駄目だというところがすごくネックになっているということがあります。

また、セーフティーネットとして、身寄りがないという人、所得の少ない人となっているのですが、戸籍上は身寄りがあっても、関係性が悪いなど、様々な事情もあるのです。また、所得が多くても、自分の財産を障がい者施設などに寄附したいので、お墓に関しては費用を抑えるのでいいのだと考えている方もおります。このように、本当に様々な考え方の方がいらっしゃるのです、それにも対応していくことが必要かなと思いました。

つまり、身寄りのない人や所得の少ない人としてしまいますと自分は当てはまらないかもしれない、無理なのだと諦めてしまう方もいらっしゃるのです。でも、話をよく聞きますと、子どもはいるけれども、孫はいないということもあります。その夫婦に子どもでき

ないとなりますと、いずれは跡継ぎがいなくなるということが分かっている方もいらっしゃるのですね。ですから、そういう様々な事情を酌み取ることも必要ではないかなと思います。

こうしたことも含め、合葬墓が欲しいという需要はとてもあります。これには、民間の霊園は割と遠くの距離にあるということもありました。会で話して出てきたのは、10区の一つぐらいの合同墓地があったらいいよねということでした。自分の住む身近なところに合同墓地があるとお参りもすぐ行けるのにということです。特に、高齢になって、自動車を運転できなくなると、バスで通うことはとてもできなく、それでだんだんと放置することになってしまうということがあるのですね。ですから、今、17か所があるのであれば、そういうところに合葬墓をつくってってもらいたいねというお話です。

○上田部会長 今、利用者の多様なニーズについての話が出され、セーフティーネットの対象についても、一律にするのではなく、多様化しなければいけないのではないかとことです。今までのような所得や身寄りのないという一律の基準ではなく、セーフティーネットの考え方も多様化しないと多様なニーズに対応できないというご意見でした。

もう一つ、この部会でも議論しなければいけない内容で、高齢化社会や多死社会を不安なく迎えるためといったとき、亡くなった方の尊厳だけではなく、高齢化していく社会の中での墓参といいますか、遺族の状況も考えた墓地という考え方も必要だということです。つまり、中に入る方だけではなく、そこにお参りをする方の状況も今後は変わっていくから、そこにも対応していく必要があるということです。

○澤委員 そうです。

管理する面からいくと、そこも十分に考えなくてはいけないところだと思います。

○上田部会長 新たな重要な視点が提示されたかと思います。

次に、佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 私も澤委員がおっしゃったことを今考えていました。

身寄りがない人の定義ですね。私は福祉がメインの現場にいまして、DVや虐待など、いろいろなことで家族関係が良好ではない人は戸籍上に親族がいてもということがあるかと思えます。

また、新たな無縁墓の発生抑制についてです。

私は成年後見の仕事をしているのですけれども、墓地を持っている人がいて、成年後見人として、どういう届け出が必要か、つい先日にお問い合わせばかりでした。そのとき、墓地の許可証を見たところ、使用者とは出ているのですけれども、今後引き継ぐ予定の人などについては一切書いていなかったのです。また、その使用者の方に成年後見人がついていましたら、成年後見人がお墓を移す、親族の方に譲渡の手続をしなければならないということを伺いまして、成年後見人がそこまでやらなければいけないのかなと思ったところでした。

使用許可書を見たら使用者の名前しか出ていないのですけれども、お墓を継いで行く予

定の人を登録できたら、一々、戸籍を追ったりしなくてもいいのかなとかと感じました。  
○上田部会長 今の話は無縁墓を予防するという前回の議論の続きの新たなご意見ですね。

なかなか難しいところもあるかもしれませんが、過去に遡るだけではなく、最初から未来に向け、そういった工夫もあるのではないかといったことです。

次に、古瀬委員、いかがでしょうか。

○古瀬委員 今いろいろとお聞きしていたのですけれども、正直に言って、先が見えないというか、どうしたらいいのかが分からないというのが実態です。

札幌市が抱える問題の四つは全部が関連してくることだと思うのです。

今、ここで見えているのは合同納骨塚の運用方法ですが、これはこれからもきちんと整理したほうがいいのかと思います。

また、最後の費用負担の在り方ですね。やはり、施設を直すにしてもお金がかかりますので、費用負担の在り方をもう一回整理し、市民に理解をいただかないといけないのかなという感じがします。

そして、これは私が前に話していたことですが、墓地の在り方についてです。皆が来られるように、みどりも含め、公園まではいかななくても、市民がもう少し利用しやすい施設になれば注意も引けるのかなと思っています。これは夢物語のところもあるのですけれども、そんなことを思いました。

○上田部会長 2点のご指摘がありました。

1点目の話は、おっしゃっていることを伺い、確かにそうだなと思いました。基金がなくなって、ある程度の費用負担を受益者が行い、墓地を運営していく必要があるのではないかという議論が今回の部会での議題にあると思うのですが、一方、市営墓地はセーフティーネットなので、所得が低い方や身寄りのない方など、まさに受益者として負担ができないような人たちを対象にしていくのだということで、ここに矛盾があることを感じさせるご指摘だったような気もしなくもありませんでした。

そして、2点目の話は、澤委員がおっしゃったことと一緒にですね。お墓は亡くなった方のためだけではなく、今いる札幌市民のためといいますか、残された方のものであるという考えで検討していく必要があるのではかということでした。

今、一通りご意見いただきましたが、ほかの委員の方のご意見などを聞き、追加で発言がありましたらお願いします。

○福田委員 先ほどの意見に非常に同感です。

お墓は、単に亡くなった方のものであるというわけではないということです。やはり、生きている人たちがどうするかという視点も大事かなと思っています。

どういうことかという、この1年、コロナでお葬式の小型化や小規模化が物すごく進んだのです。これが元に戻るかどうかは難しいところですが、私が葬儀社の方に聞いた範囲では小規模化はもう元には戻らないということでした。そして、だんだんと死が遠くなっていくということでした。

今、多死社会に向かってどう進んでいくのか、市民への意識醸成も含め、議論しているわけですが、この1年は、コロナにより死が非常に遠くなった、それに拍車をかけた年だなと思っています。

その一方、お墓も重要になってくるわけです。そのとき、お墓が従来どおりの暗いものや冷たいものだというイメージだと、ますます市民への意識醸成どころではなくなってくるのではないかと考えております。

ですから、セーフティーネットにプラスアルファで、墓参りというのはいいものだよ、また行ってみたいねというようなものにすべきではないかと思いました。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 今、費用負担の話とこの間に出された旧設墓地を公園化する話が出されました。横浜のメモリアルグリーンがそうかどうかは分かりませんが、あそこをつくったとき、隣に野球場か何かをくっつけたのです。その収入を充てているのかどうかは分かりませんが、そういうふうに違う施設もつけ、墓園の運営に当たるという発想もきつとあるのだらうと思います。

これにはいろいろな考えがきつとあると思うのですが、そのようにして費用を負担するという発想が横浜市にはあったのかなと思います。市営墓地では、このように違った形で費用を補うというものも考えてみてもいいのかなということです。

また、これからは、葬儀が小型化していくほか、お墓についてもいろいろと形が変わっていくと思うのです。私どももこれからどこに向かっていくのかを考える必要性がかなりあるのかなと感じました。

それから、澤委員の言っていたセーフティーネットの多様化も確かにそうですね。私どもの施設も市街から遠く、バスで来る方からは大変だという意見がかなり出ています。また、これからは車の免許を返納する方も増えていくので、来ていただく方のためにどうしていくべきかを考えなければなりません。

話は脱線しますが、バスの運転手の高齢化というかなりすごい話になってきています。里塚霊園に行くバスも、お盆に増やしていたものを増便できないとなっています。私どもでは、皆さんに来ていただけるよう、中央バスでクーポン券などを使えるようにしています。札幌市ではこういうことまではなかなか難しいと思いますけれども、来る手段についてもかなり厳しい状況になってきているのかなと考えております。

また、オンラインでお墓参りということが将来はできるのかもしれませんが、これは現実的ではありませんが、そうしたことも今後はいろいろと検討していかなければいけないだろうと思います。

あるいは、ホームページから自分のマイページみたいなものをつくってお参りするということなんかも今後は検討していかなければなど、霊園としてもいろいろと考えているところです。ただ、数が増えると難しいものもあるのです。

それから、今、福田委員に言っていたいただいたお墓参りもいいねということは私も大事に

したいです。両立は難しいのですが、活気のある霊園は古びていかないといえますか、墓地にならないといえますか、そういうことも大事だと思っています。

また、今後のお墓の形についてです。

今、墓石は中国から輸入しているものが多いのですが、今後はそれについても考えていかなければいけないのかなと思っています、私たちの大変頭の痛い問題があります。

○上田部会長 今、お三方のお話を伺いましたが、都市計画上では、墓地、墓園も公園と並ぶ都市施設として位置づけられているということがあります。公園はそこだけで収入は生み出していないのですけれども、セーフティーネットとしてあるもので、札幌市民1人当たり何平米というような感じで、一つの権利として適正に配置されています。これは墓地も同じような位置づけにあるという話だったかと思います。

ですから、受益者負担だけでなく、公園という考え方を取るのであれば、セーフティーネットとして、税金を投入してでも、公園のように整備していくという考え方もありなのかと思いました。

実際、公園のほうでは、パークPFIといって、公園で稼ぐということを目指されています。そして、先ほど高橋委員がおっしゃっていたように、他の都市施設と組み合わせ、一体として運営していくという墓地の経営の仕方もあるのではないかということでした。まさにそれはパークPFIと同じような考え方も可能かもしれませんが、そういったこれからの墓地の考え方について、今の社会の中で利用される施設として考えた場合、セーフティーネットという視点が少し変わってくるのではないかというご意見も含まれていたようにお聞きしました。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 個別の具体的な議案の中でこの辺りのことが議題として出てくるかと思いますが、今回、皆さんに一通りご意見いただいた中で重要になってくるのは、札幌市が過去の経緯からセーフティーネットの役割を担っていると言っているけれども、そのセーフティーネットの考え方についても社会の多様化の中で捉えていかなければいけないので、考え方を少し変えないといけないのではないかということですね。

もう一つ、重要な視点は、我々たちは、基本構想のときに議論があった死者の尊厳などから、どうしてもお墓の中に入る方のことを考えてしまうわけですが、お墓に入る方だけではなく、墓地を訪れる方も視野に入れることで墓地の無縁化を防いでいけるのではないかということです。

こうした視点は今後議論していく上で重要になってくるのかなと思います。

そのことを確認した上で、議事に従い、先に進みたいと思います。

次に、議事の(3)と(4)についてです。

事務局から、市営霊園で行っている業務について、市営霊園の改修や機能の統廃合について、一括してご説明をいただきたいと思います。

○事務局（高谷墓園管理係長） 資料3と資料4について、併せて説明をします。

まず、改修や機能の統廃合の前に、市営霊園では実際にどのような業務を行っているかについて、5ページの資料3で説明させていただきます。

まず、我々職員が直営でやっている業務ですが、霊園、墓地に関する各種手続、相続なり埋蔵などの受付、相談、手数料の受け取りです。

また、墓地台帳の管理ということで、使用者個人の情報、埋蔵者の情報を墓地システムにおいて管理しております。

そのほか、霊園管理事務所、園内の維持管理、墓碑の新築、建て替え等を行ったときの竣工確認、市営霊園の再公募、墓じまいを行った区画の再整備の実施、募集、そして、園内で何か事故等がないかどうかを巡回等により確認しております。

また、平岸霊園におきましては、合同納骨塚の受付、遺骨の保管、収蔵もしております。それから、ホームページを運営したり、墓所不明の方に地図を印刷、配付、案内などをしております。

次からは業務委託により行っている内容です。

清掃、草刈り等の維持管理で、園路の草刈りや樹木の枝払い、供物の供花等の定期的な下げ、霊園内にあるトイレの清掃、生垣の刈り込み、冬囲い、花壇の管理などを行っております。

今年は冬に雪が多く、倒木等がありましたので、そうしたものは伐採し、処理をしております。

また、管理事務所におきましては、お金を扱っていることから機械警備を行っております。

お盆、そして、秋と春にお彼岸がありますが、お車でお越しになられる方のために交通誘導の業務として交通規制を行うときには誘導員を配置し、交通整理を行っております。

そして、老朽化した園路、石積等の修繕、改修その他廃棄物の収集などを行っております。

次に、17か所の旧設墓地についてです。

こちらには事務所がありませんので、草刈り等の維持管理だけです。ただし、墓地の場所によっては樹木の枝払いや伐採等もかなりの件数を行っております。

今後想定される業務としては、無縁墓の対策として、戸籍調査、看板の設置、無縁広告の手続となります。

次回、管理料について話していただきますが、定期的に管理料を徴収することになった際は債権管理を行うこととなります。

そのほか、今後、管理事務所の建て替え、トイレ等の機能改善、市営霊園内のバリアフリー化などがあります。

右側に移りまして、窓口業務の各種手続の内訳についてです。

手数料がかかるものですが、相続として、使用者が死亡したことによって墓地使用权を相続するとき、譲渡として、墓地使用者が生存中に墓地使用权をほかの親族に譲渡するとき、再交付として、墓地使用許可証をなくしたときとなります。また、平岸霊園のみとな

りますが、合同納骨塚を使用するときなども手数料が発生します。

手数料が発生しないものですが、お墓に遺骨を埋蔵するとき、墓地の新築、改築、撤去の工事をするとき、墓じまいをするということで、墓守がいなくなり、お墓を返還するとき、そのほか、墓地使用者の住所、本籍地、氏名が変わったときとなります。

なお、各種手続の件数ですが、平岸、里塚、手稲平和、また、保健所においてどうなっているかを（３）の表に記載させていただいております。

過去３年、平成２９年度から令和元年度までの件数を載せています。

一番多い手続は相続になります。

事務所ごとに見ますと、保健所が一番多く、手稲平和霊園が少ない状況が見て取れます。

こちらは条件がありまして、平岸、里塚、手稲平和の３霊園につきましては、自分たちの霊園のみの手続だけが行われます。一方、保健所については、この３霊園、もしくは、１７か所ある旧設墓地全ての手続を受け付けていますので、保健所が圧倒的に多くなっております。

また、手稲平和霊園は件数が少ないですが、こちらには正規の職員が配置されていないため、有料手続を受け付けておりません。

それから、区画数においても、手稲平和霊園は、里塚霊園の９分の１、平岸霊園の４分の１と、区画数も少ないことが関係しているのかなと思っております。

続きまして、６ページの資料４についてです。

基本構想にもありました①の市営霊園の改修や機能の統廃合についてです。

まず、左上の３か年の市営霊園及び旧設墓地に係る維持管理等の経費についてです。

合同納骨塚や市営霊園の永代使用料として、平成３０年度から札幌市には約２，０００万円が入っており、令和２年度についてはまだ締めておりませんが、１億円を超えています。といいますのも、今年度は再公募を行っておりますので、使用料やほかの手数料が増えているためとなります。

次に、相続、譲渡、使用許可証の再交付など、先ほど説明させていただいたものによる手数料については、通常、１００万円程度ですが、今年度は再公募があったため、金額が増えています。

そのほか、雑収入ということで、市営霊園の土地に電柱を設置するなどで手数料が入ってくるということがあります。

令和元年度は、１５０万円の寄附が墓地使用者からあったこともありますが、寄附金額は増えてきております。

一方、支出ですけれども、３霊園及び旧設墓地の運営に係る経費は、毎年、大体１億円を超えております。

そのほか、墓地整備費としまして、３霊園に係る整備関係のお金となりますが、平成３０年度が４，０００万円、令和元年度が１億円を超えています。なお、令和２年度は８，０００万円を切るような状況です。

墓地整備費につきましては、整備の内容により、支出の上限といたしますか、支出金額が上下します。例えば、平成30年度は平岸霊園の工事だけしか行っておりませんが、令和元年後は平岸霊園と里塚霊園の工事を行っております。

今年度は、平岸霊園の工事のほか、里塚霊園については、石積を修繕するための設計業務ということで、工事よりも少ない金額となっております。

次に、支出の最後の再公募費についてです。今回は4年ぶりに再公募を行っておりますけれども、再公募を行うまでに、区画の整地業務や募集するためのしおりを作成しております、平成30年度と令和元年度に300万円前後の経費を支出しております。そして、今年度は、再公募を実施しておりますので、1,000万円程度の経費がかかっております。

収入と支出を見比べていただければ分かりますけれども、再公募を行った年度でも収入よりどうしても支出のほうが多くなっております。

表の右側になりますけれども、墓地整備費につきましては、どんな整備をするかでも金額が大きく変わります。今後、園路など、構築物や事務所の建て替え工事が発生した際、どの程度のお金がかかるかをグラフで表しております。

ちなみに、構築物としておりますが、園路の舗装、階段、手すり、側溝、雨水桝、擁壁、照明灯などが含まれております。

昭和46年に竣工しております里塚霊園では、構築物の老朽化に対応するためには10億円程度が必要です。また、建物の耐用年数も迎えようとしておりまして、事務所の建て替えには2億円程度が必要です。

平岸霊園は、昭和63年に管理事務所を建て替えております。これまで、毎年のように工事をやってきましたけれども、これからの構築物の老朽化に対応するには2億円程度が必要になります。

最後に、手稲平和霊園ですけれども、昭和49年に管理事務所が竣工しております。一番区画数の少ない手稲平和霊園ですが、構築物の老朽化に対応するには1億円がかかります。また、事務所を建て替えるにも1.6億円がかかるという見積もりが出ております。

これらを合わせますと、構築物で約13億円、事務所関係で約4億円の工事が必要と思われれます。

ちなみに、構築物で金額を掲載させていただいておりますのは、平成28年、平成29年に調査をした結果、今後、機能に支障が生じる可能性がある判断された工事金額となります。

次に、下段にあります市営霊園の維持管理、修繕に係る経費と霊園基金の残高の推移です。

こちらは昨年につくりました札幌市火葬場墓地のあり方基本構想の17ページにも記載しておりますとおりで、現状のままでは2031年程度に基金が枯渇するおそれがあると考えます。

右側に移りまして、市営霊園における問題点です。

昭和40年代までに開設されたということで、平岸霊園は昭和16年、里塚霊園は昭和41年、手稲平和霊園は昭和48年に開設されており、園路についても経年劣化が著しい状況となっています。

先ほどご説明をさせていただきましたけれども、市営霊園の修繕には多額の金額を必要とします。しかし、市営霊園を管理している基金は毎年低減しており、枯渇のおそれがあります。

そこで、支出面、収入面とありますけれども、支出につきましても、経費削減に向け、さらなる委託化や効率的な運営手法の導入が必要と考えており、建物の耐用年数を迎える2霊園についてご意見を伺いたいと考えております。

一方、収入についてですが、市営霊園の運用に係る経費の精査や墓所の使用開始時に20年分を徴収している清掃手数料について、21年目以降の徴収が必要と考えております。ただ、こちらは第3回の墓地部会で検討していただきたいと思っております。

今回、建物の耐用年数を迎えようとしている2霊園について検討をしていただきたいわけですが、7ページに、参考資料としまして、その取扱いについて記載をしております。

まず、①の手稲平和霊園の管理事務所についてです。

事務局としては、建て替えと取り壊しの2案で考えておりました。

建て替えと取り壊しのいずれにしても、運営手法として、直営、指定管理者制度、PFI制度でやるかで状況は変わってきます。こちらについては後ほどに触れさせていただきます。

まず、建て替えた場合です。

利用する使用者の目線から見ますと、直営であれば、建て替えた後も現状どおりに使えると思います。ただ、指定管理者制度やPFI制度を導入したときには、委託事業者様の提案により、土・日・祝日の臨機応変な対応や自主事業の実施が見込まれます。

なお、指定管理者制度の場合は建物の建て替えとなっても直営で建てることとなりますが、PFI制度を導入したときには事業者に建てていただくこととなります。

次に、窓口業務についてです。

直営とPFI制度であれば、現状のように、相続なり墓地使用許可証の再交付が来たとき、即日交付ができます。しかし、指定管理者制度を導入したときには、後ほどに詳しく説明をさせていただきますが、許可業務を業者をお願いしていいのかなという問題がありまして、そう考えますと直営より時間を要することとなります。こうしたことからサービスについては後退しますけれども、まず、ここでは建て替えについて考えていただければと思います。

その他特記事項ですけれども、指定管理者制度やPFI制度を導入したときには、3霊園と旧設墓地を含めての検討が必要となります。3霊園全てをPFI制度や指定管理者制度に移行するのか、もしくは、例えば、南東方面、北西方面という二つに分けるなど、い

ろいろな方法も取れます。このとき、運営手法についてはいろいろな検討が必要です。

なお、手稲平和霊園を取り壊したら事務所がなくなりますので、利用者としては現地での問合せ等ができなくなります。その際は、窓口業務については保健所が対応します。

また、墓碑の検査のほか、舗装が割れているなどの電話があったときには保健所の職員が対応することになります。

手稲平和霊園の建て替え、取り壊しを考える際ですが、ここで5ページをご覧ください。

先ほどは各種手続、窓口業務の件数を見ていただいたのですが、過去3年を見ましても、有料の手続を受け付けていない影響があるのかもしれませんが、手続に訪れる件数が20件程度となっております。

ここを建て替えとなりますと約1億円のお金が必要となります。6ページの右上にも書いていますとおり、事務所の建て替えに1.6億円がかかるわけですので、同じ金額をかけるのであれば、園内の舗装やバリアフリー化など、利用者の利便性のほうにお金をかけた方がいいのかなと考えています。

一方、里塚霊園管理事務所についてですけれども、こちらは手稲平和霊園と違い、窓口業務の取扱い件数が多いことのほか、面積も一番広いため、手稲平和霊園管理事務所と同じように取り壊すこと、もしくは、南東方面にあります平岸霊園管理事務所との機能の統廃合は無理だと考えております。そのため、里塚霊園管理事務所については建て替えをしたいと考えております。

なお、火葬場部会が昨日行われましたが、里塚霊園につきましては、今後の建て替えという話が出ていたようでした。ただ、同じ里塚霊園内の敷地にあるので、札幌市で多く行われています複合施設として統合しての新築も考えられるのかなと思っております。

建て替えであれば手稲平和霊園と同じような条件になりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、里塚斎場と複合施設になったときの考え方についてです。

利用者目線からすれば、手稲平和霊園の建て替えと同じような状況になるかなと思っております。ただ、メリットとしましては、一体の施設となりますので、建築費や施設の維持管理経費を減額できると想定されます。

ただし、その他特記事項のところに記載させていただいておりますけれども、里塚霊園の建て替えはまだ先と聞いておまして、そのときまでは今の建物のままで過ごす必要があるという問題があります。

また、火葬場部会では、現状、里塚斎場は直営で行っており、もう一方の山口斎場はPFI手法を導入して行っておりますけれども、今後、里塚斎場が新築なりにしたとき、運営方法がどうなるかは分かりませんが、その運営手法との調整が必要と考えております。

以上、施設の改修や機能の配合についてでした。

我々からは、今のところ、手稲平和霊園の管理事務所については取り壊しが妥当ではな

いか、里塚霊園の管理事務所については建て替えが妥当ではないかと考えておりますが、委員の皆様からご意見があれば伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上田部会長 ただいま議事の（３）と（４）についてのご説明をいただきました。

市営霊園で行っている現在の業務内容、窓口業務の種類と件数について、市営霊園の改修に係る経費などについて、事実としての説明があったかと思えます。

もう一つ、現在の管理事務所の業務の内容、建物の耐用年数が過ぎている手稲平和管理事務所及び里塚霊園管理事務所の今後の方針についてご意見をいただくということです。

まず、前半の現状の市営霊園の業務について、ご質問等があればお願いします。

これについては、現在行っているものなど、現状のご報告だと思えますので、これが分からないという質問をお受けしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○上田部会長 それでは、今の手稲平和霊園の管理事務所と里塚霊園の管理事務所について、現在の事務局の想定では、前者は取り壊しで、後者は建て替えということがありました。

具体的な運営手法については後の議題となりますので、ここでは手稲平和霊園管理事務所の取り壊しについて、皆さんの感覚として、それは困るのではないかというご意見があればお伺いしたいと思います。

そして、里塚霊園管理事務所の建て替えについて、これだけのお金がかかるのだということが前段のご報告でした。要は、墓地の運営にはこれだけの業務があり、これだけのお金がかかっているのです。できれば縮小したいということもあるけれども、縮小もできないような現状もあるというなかなか悩ましい状況の中、前者については取り壊しが妥当ではないか、後者については建て替えせざるを得ないのではないのかというお話でしたが、これについてはご意見いかがでしょうか。

澤委員、手稲平和霊園管理事務所について、現状で何かのご意見が耳に入っているか、あるいは、ここがなくなった場合にどういうデメリットが生じそうかなど、ご意見はありますか。

○澤委員 手稲のほうについて私も全然情報を持っていませんし、行ったこともないので、全然分かりません。ただ、事務所機能を移し、ほかのところで対応できるのであれば事務所自体はなくてもいいのかなと思います。

ただ、利用者の視点から言いますと、結構広いと思いますが、例えば、利用者が休むようなところですね。夏の暑い日や雨が降ってきたときに休めて、自動販売機か何かがある場所があると利用者からするといいなと思います。そして、そこには直通の電話があって、用事がある方はこちらにお電話を下さいとしておく、あるいは、機械があって、インターネットに接続して何かの手続きができるなど、そういうものが置いてあれば、人員がいなくても管理できるのかなと思いました。

○事務局（高谷墓園管理係長） 現在、手稲平和霊園には東屋はあります。

○上田部会長 そこは施錠されておらず、誰でも入れるのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 前回の資料に載せておりますけれども、まず、面積についてです。里塚霊園は66万平方メートルで、手稲平和霊園は7万8千平方メートルと、9分の1ぐらいであり、一番小さい霊園にはなっております。

○上田部会長 今のご意見というのは、仮に管理棟の建物がなくなったとしても、休憩できるような場所があるとありがたいのではないかというご意見でしたかと思えます。

ほかにございませんか。

○古瀬委員 今のお話を聞きし、私も全くそのとおりでと思いますし、手稲平和霊園の事務所は取り壊したほうがいいのかというのが私の考えです。

ただ、ここに事務所が当時できたときには面積基準みたいなものがあつたのですか。やはり、当時は需要が結構多かったのか、それを事務局にお聞きしたいと思えます。

○事務局（高谷墓園管理係長） 当時の状況について、資料を探し切れていないので、調べ次第、その状況をメールでお知らせさせていただきたいと思えます。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 手稲平和霊園は、私も何度も訪れているのですが、かなり古いお墓がたくさんありまして、今ではきっと建てられない3メートルを超すような危ないお墓もたくさんあります。

管理事務所をなくすことに関しては、確かに、今言われるとおり、そんなに広いところではないので、対応できるのかなとは思っておりますけれども、個人的な感想としては、やはり古いものが多いので、現地で見ると人がいたほうが安全なのかなと思っております。

また、事務所ではないにしても、現地に人がいるようにして、そして、収入がかなり厳しい状況ですので、お花を置いておき、売店機能をつくることで収入を得るなど、そういう発想もあるのかなと思いました。お参りに行ったときにそこで何かを買えるような施設があればいいのかなということです。

そして、そこに休憩できる施設もつくり、1人ぐらい管理の人を置くのです。施設に関しては、プレハブでも大変いいものがたくさん出ていますので、そういうものを活用し、事務所機能はないにしても、現地に対応できるようにしておく、プラスアルファで供物を売って収入を得るようにすればいいのではないかなと思えます。

○上田部会長 今、手稲平和霊園についていろいろとご意見をいただきましたが、里塚霊園のほうはいかがでしょう。

先ほどの事務局の説明だと、新斎場と統合し、一緒に複合施設として使うのは、運営手法上、今の段階ではなかなか難しいので、分けておいたほうが楽ということでしょうか。

私から質問させていただくのですが、統合施設よりも建て替えのほうがいい理由は何でしたか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 現在でも、里塚霊園では、毎年のように雨漏りなどが発

生しており、修繕しても直し切れないところがございます。統合することで一つの大きな建物となり、分かりやすくなると思うのですが、里塚斎場のほうが何年先に建て替えられるかが分からないので、現地で働く職員や利用者がいたときに地震が起き、建物が崩壊するなど、そういう危険なことがあっては困るので、それで建て替えが妥当だと考えました。

○上田部会長　こちらについてご意見やご質問がある方はいらっしゃいませんか。

ちなみに、斎場のほうの耐用年数は2034年まででしたか。要は、そのタイミングとのギャップがあるから、それまで待たずに急いだほうがいいので、建て替えをしたほうがいいのではないかということですね。

○事務局（高谷墓園管理係長）　上田部会長がおっしゃったように、2034年をめどということですね。

○上田部会長　そこで、当面の13年を考えるとということかと思うのですが、今から建て替えをやろうと決め、予算を確保し、実際に建てるまでにどのぐらいかかるのかは分からないのですが、そうした時間的なギャップを考えると建て替えのほうがいいというご提案です。

○高橋委員　建て替え、取り壊しなど、いろいろと意見があるでしょうが、各種手続の窓口業務の件数を見ますと、保健所に行って手続をされる方が大変多くなっていますよね。

一番いいのは、先ほども言われましたが、お参りする方も高齢化しているし、今、終活について、これからの多死社会に向け、札幌市としても啓蒙していこうということもあると思うのです。

そういうことも踏まえますと、現地に行くより、まちなかに統合した窓口をつくり、そこで各種手続等を行えるようにしてはどうかと思います。また、引き継ぐ方や身寄りのない方、あるいは、成年後見人の方が地下鉄に乗って総合窓口に行き、そこで何でも行えるようにする、困ったことがあったら相談できるようにするなど、そこに事務的なものを一本化してはどうかと思います。

現地には合同納骨塚があるので、そこで作業をする人は必要でしょう。ですから、平岸霊園だけは人がいなければいけないとは思いますが、里塚霊園については現地で対応するような場所さえあれば機能するのではないかなと思います。

今回は、終活で困った人が相談できる、いろいろとお話を聞けるということが主題だと思いますので、みんなが相談に行ける便利な場所にそういうものがあつたらいいなと思います。

○上田部会長　今のお話を伺いますと、窓口業務に関してはまちなかでもいいのではないかというお話でした。一方で、先ほど手稲平和霊園のところを出されていましたが、窓口業務とは別にお花などを売るといって話になると現地に施設があるほうがいいということでした。

これは古瀬委員にお伺いしたほうがいいのかもしいかなと思いますが、公園でも、結局、公園

管理事務所が置かれるわけです。先ほど高橋委員から横浜市メモリアルグリーンの話がありましたけれども、管理棟があることによってボランティアの方の拠点になるわけですよ。そうした施設は市民が使う拠点となるという側面があるような気がします。そういう意味では、業務窓口とは別の意味合いで管理施設を現地に置くことの意義もあるなど高橋委員のご意見をお伺いして伺いましたが、いかがでしょうか。

○古瀬委員 公園の場合は、確かに管理事務所はあるのですが、そこは施設管理に使うことが多いのです。一般利用者が入ってくるスペースもあるのですが、管理していく台所とといいますか、ごみヤードとといいますか、あまりきれいではないところも必要なのです。ですから、利用者向けというよりはどちらかといったら施設管理に必要なのかなと思います。

また、公園の場合、面積が大きいところに事務所を設けて、例えば、そこで指定管理者が事業収入を得るとなれば、テントを立てて、そこで何かを売る、あるいは、園内を移動車で物販するといったことがあります。

確かに、ある時期にお花を販売するなど事業収入があればいいと思うのですが、そのための施設をつくるとなれば、当然、その施設も老朽化してくるでしょう。それに、それはほんの一時的なものだと私は思うのです。もし一時的でしたら、今、プレハブをはじめ、テントなど、いろいろなものがありますから、そちらに切り替えたほうが施設維持費はかからないのかなという気がします。

ただ、墓地の維持管理に必要な道具を置くなど、そういうところがどうしても必要になれば、そちらも考え、兼用すればいいのかなという気がします。

○上田部会長 事務局に質問です。

先ほどは、どちらかという、窓口業務という観点から各管理施設の説明があったかと思うのですが、今おっしゃられたような管理という観点における管理棟の必要性となりますと、どうなりますでしょうか。

実際には、委託業務で外注しているから、そのためのバックヤードとしての管理棟については特に重要性はないという考え方なのではないでしょうか。

それについての補足説明をお願いいたします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 維持管理業者は、毎年入札により代わることがありますが、そうした業者の皆様方が使う道具を置く場所があります。また、我々、平岸霊園の管理事務所の職員も簡単な草刈りであれば行いますが、簡単な道具は現地に保管して、そのような場所は必要とは考えております。

○上田部会長 ただ、今のような管理棟という施設である必要はないということですね。

○事務局（高谷墓園管理係長） プレハブか何かはどうしても必要かなと思います。

○上田部会長 先ほど古瀬委員のご意見だと、別にきちんとした施設ではなくても、利用者のサービスを考えますと、仮設の施設や移動車など、運用の仕方でもニーズへの対応ができるのではないかとのご意見でしたが、ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 先ほど、私は販売できる場所と言いましたが、雪のことをすっかり忘れていました。冬は手稲平和霊園のほうは行けないと思うので、移動車やテントで販売したり、作業時に休める場所をつくるためにというのは大変いいと思います。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 建て替えとなるとがっちりした建物をつくることになるけれども、今、プレハブにも質のいいものがあるというお話を聞いたら、プレハブ的なものでもいいのかなと思いました。そして、そこは休める場所もあり、自販機を置いたり、整備するための道具を置いたり、そういうものでもいいのかなと市民の目線から思いました。

また、手続関係についてです。

先ほどご意見がありました、まちの中でできればいいのではないかと、そこに一本化してもいいのではないかとのお話があったかと思うのですが、私もそう思います。

まちの中で手続ができ、関連するいろいろなことを聞ける場所にもなり得るのかなと思います。そこは、お墓に関係している人だけが行って何かの手続をするだけではなく、お墓や葬送のことを聞きたければそこに行けばいいというところになるほうがいいのかなと思いました。

○上田部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 それでは、建物の改修などについては、本日いただいた意見を基に部会の意見を素案としてまとめていただきたいと思います。基本的には、ご提案をいただいた取り壊しや建て替えという意見に対し、皆さんにご賛同をいただけたと思います。ただ、利用者へのサービスの提供については、仮設の建物を建てるなど、そういったやり方があるのではないかと話が出されました。また、窓口を一本化することにより、必要業務だけではなく、今、我々が議論しているようなことの総合的な窓口とすることができるのではないかとご意見もあったかと思っておりますので、それらをまとめていただければと思います。

それでは、本日、最後の議題ですが、議事の(5)市営霊園の運営手法についてです。説明をお願いいたします。

○事務局(高谷墓園管理係長) 資料5と資料6を使って説明させていただきます。

8ページの㊸の市営霊園の運営手法についてで、基本構想に触れられているものです。現在、事務局で検討している内容の報告をいたします。

運営方法を検討するに当たり、ほかの政令指定都市の運営手法を調査しております。

左上に各政令指定都市の状況についてと記載しており、墓地の管理について、指定管理者制度で運営を委託している都市を確認したところ、20の政令指定都市中、8都市が導入しているという回答で、割合にして4割です。残り6割の12都市では指定管理者制度を導入しておりませんが、現在、札幌市と同様、導入について実現できるかどうかを検討しているというところが5都市あります。

8市が指定管理者制度を導入していると答えておりますが、抱えている全ての霊園なり墓地なりを指定管理者制度でやっているわけではなく、8市のうち、3市が直営と指定管理者制度を併せて導入しているということでした。

また、いろいろな導入を考えるに当たり、PFI制度についても考えられますが、現状でPFI制度を導入している都市はございませんでした。

次に、その隣の指定管理者制度を導入した理由です。

複数回答可で確認したところ、指定管理者制度を導入済みの8市のうち、経費削減のために導入した都市が7都市ございました。また、全庁的に指定管理者制度を進めるという市の方針が下され、それにより導入したところもあります。

指定管理者制度を導入している8市の業務委託の状況について、ページの右下に表を記載させていただいております。

都市名についてですが、例えば、「千」であれば千葉市です。

まず、維持管理業務についてです。

先ほどの我々の話でいえば、草刈りや樹木の維持、施設の維持管理ですが、8市とも、維持管理業務については指定管理者に任せており、黒丸で表示しております。

一方、窓口業務についてです。

こちらはまちまちでして、遺骨の埋蔵や収蔵など、あくまで届出で済む事務については指定管理者に任せております。ただし、使用者の相続や使用者の変更等に伴う許可が絡む事項は、窓口業務の上から二つ目の使用許可の決定にあるとおり、全都市とも指定管理者に許可を与えておりません。

そのほかの業務についてです。

相続なりの手続についてですが、指定管理者に受け付けてもらっているところは、8都市中、6都市です。そうした都市では、指定管理者が受け取った書類を市に送付し、市で決定した後、再度、指定管理者に連絡し、使用許可書を交付しております。ですから、使用者の立場からしますと、受付と許可書の受け取りの2度来庁する必要があります。

墓地使用許可書の交付であれば手数料が発生しますが、使用料等の収納事務については、使用許可書の交付を任せているところでは全部を委託しています。また、市営霊園の再公募などの業務は、8都市中、6都市が行っているということがございます。

右上の結論のところをご覧ください。

窓口業務については届出などの単純業務は事業者が行っておりますが、意思決定を伴う許可については8都市とも市が行っております。

参考までに指定管理者に支払う委託料も記載しております。

8都市のうち、3市が直営と指定管理者制度を併せて導入しておりまして、千葉市、横浜市、名古屋市となっております。

表を作るに当たり、メリットがあるかどうかを確認したのですが、区画数が多いと指定管理者に払う委託料が多いかというわけでもなく、例えば、横浜市は、その他に記載があ

りますけれども、指定管理者へ委託している霊園に合葬式の墓地があるなど、8都市それぞれで霊園を維持するための状況が違うので、一概には指定管理者制度にするから安くなるというようなことは言えません。ただ、指定管理者制度を導入した理由は経費削減ということでして、直営でやるよりは安くなるのかなという認識は持っております。

また、名古屋市と大阪市は、その他のところに記載がありますとおり、名古屋市であれば八事斎場、大阪市であれば瓜破斎場は、斎場と霊園を一括して管理しているため、分割して指定管理者に払っている委託料をお教えすることはできませんと言われております。

なお、委託料、維持費を算出するに当たり、霊園の維持費には市直営部の人件費を含めておりません。また、札幌市においては直営の運営管理費を計上しています。

最後に、9ページをご覧ください。

資料6としまして、昨年実施していただいたサウンディング型市場調査について載せております。

一体的な改修や効率的な維持管理を行うために経費削減を図るにはどうしたらいいかということで、民間事業者の視点を導入し、サービス向上を図ることが可能かどうかを検討するため、民間事業者にサウンディング型市場調査を行っておりまして、これにより、指定管理制度やPFI導入が可能かどうかについてご意見をいただきました。

今回、参加していただいたのは、4グループ、五つの事業者でして、造園業者、石材業者、建築コンサル業者、公益法人です。

主な結果についてです。

まず、維持管理業務、市営墓地の管理方法については、3霊園と旧設墓地を一括管理することができますという話をいただいております。ただし、対話の概要のところに書いてありますし、先ほど高橋委員からもお話がありましたけれども、丸印の二つ目に書いてありますとおり、各霊園事務所で受付事務を行わず、市内中心部の窓口を設置し、全ての受付事務を行う、逆に、地域性を考慮しないといけないですし、北西方面には、唯一、手稲平和霊園があるので、管理事務所は必要であるという話をいただいております。また、建物は必要としても、先ほどもご意見をいただいたように、プレハブでも従業員用の作業所が必要だというご意見をいただきました。

その際のアイデアですが、土・日・祝日は、逆に平日を休むなどして受付を行うような体制整備は民間に任せることで可能だ、もしくは、話もありましたとおり、終活に関する窓口を併設することもできるなどのご意見をいただいております。

次に、指定管理者制度なりPFI制度を導入した際の参加条件についてです。

まず、指定管理者制度の導入の際についてです。

先ほどはお花を売ってはどうかという話がありましたけれども、霊園内で行う自主事業を許可していただきたい、また、日常の運営維持費とは別に一定の修繕費用が必要だという話をいただいております。

例えば、園路の舗装が剥れたというとき、公園ではそうやっているようではありますが、

10万円なり30万円未満の工事であれば即座にやっってくださいという委託形態としているということです。

一方、PFI制度では、整備費を償還するため、最低20年間は認めていただきたいということがありました。

戻りますが、指定管理者制度であれば、現状、札幌市では最長が5年となっております。次に、PFI制度についてです。

管理事務所の改修や建て替えだけではなく、合葬墓の建設を含めていただきたい、もしくは、合葬墓の改築、事務所の整備、霊園のバリアフリー化など、大々的な改修的なものも含めていただきたいということです。

制度を移行するときに行政に求める支援としましては、窓口業務を円滑に引き継いで行うため、墓地事務の研修を実施してほしい、もしくは、市内中心部にある市の施設を貸していただければありがたいという話をいただいております。

これらを受け、今後、指定管理者制度やPFI制度が導入可能かどうか、引き続き検討していきますけれども、検討する際の比較イメージとしまして、維持管理、窓口業務それぞれが直営でやるより優れているかどうかを検討しております。

まず、維持管理業務ですが、指定管理者制度であれば、簡単な修繕については、事業者の判断で早期に対応が可能のため、優れているかなと思っております。また、PFI制度でも、緊急修繕など、指定管理者よりも多くの修繕対応が可能になるかなと思います。といいますのも、1社だけではなく、多くの事業者の方がグループを構成し、参加するので、造園、土木、いろいろな事業に関わって素早く対応できるかなと思っております。

直営でやる場合、何かやるにつれ、業者から参考見積書を徴取し、入札業務等を経てから業務を発注するため、多くの日数を要するからこのような評価となります。

次に、窓口業務ですが、現在のような直営であれば、ご承知のとおり、保健所と管理事務所に職員を配置しておりますが、指定管理者制度を導入すれば管理事務所は委託になりますので、保健所の職員だけとなり、人件費が削減できます。PFI制度であれば、許可業務を実際にやっている都市がないので、何とも言えないところですがけれども、許可業務も委託できるかなと考えているので、指定管理者制度の導入においてももっと多くを委託できると思っております。

窓口対応面についていえば、指定管理者制度であれば、契約期間は最長でも5年で、窓口業務を十分に覚えた頃に契約満了となる可能性があります。また、所有権の承継などに伴う手続に時間を要するため、直営でやるよりは時間がかかるかなという認識です。PFI制度であれば、委託期間が長期にわたるため、墓地埋葬等に関する法律や事務手続を十分に取得し、対応していただけるかなと認識しております。

今、PFI制度を導入している都市はありませんけれども、札幌市で導入するとなったときには、導入するための調査を行うほか、札幌市PPP/PFI活用委員会という場で協議していただき、判断していただくという必要があります。現状、5都市が指定管理者

制度等の導入に向けていろいろと調べている段階なので、我々札幌市も札幌市以外の4市と積極的に情報交換を行いながら運営手法の変更が可能かどうかを引き続き検討していきたいと考えております。

○上田部会長 ㊸の市営霊園の運営手法について事務局からご報告がありました。

霊園の運営手法については、現在、政令指定都市20市のうち、直営で実施しているところが12市、指定管理者制度を導入しているところが8市ということです。また、札幌市と同様に今後の運営手法を検討している都市が札幌市を含めて5市あるということで、検討中の他の4市と情報共有を行いながら導入することのメリットなどを精査、検討していきたいということでした。

運営手法については専門的でなかなか難しい話ですので、北海道造園緑化建設業協会として造園や建設業の立場からアドバイスいただければと思います。

古瀬委員、お話しいただけますでしょうか。

○古瀬委員 造園関係ということで言いますと、公園が多くなります。札幌市の場合、公園が2,700か所ぐらいありまして、その中に大小の公園があります。一番身近にある公園が児童公園でして、その公園の数が一番多くなります。ただ、まちなかにある大通公園や中島公園、円山公園などの一般公園については指定管理者制度を導入しておりまして、制度を導入してから20年ぐらいがたちます。

公園の場合は、先ほども話が出ていましたけれども、面積の大きい公園には必ず管理事務所がありまして、そこが施設の管理ヤードみたくなっております。それも、大きな公園と地区公園をセットにしています。

地区公園というのは4ヘクタール以上の公園ですけれども、そうした公園の中には利用料金が取れるテニスコートや野球場があり、そこから料金収入が上がるのです。その利用料金を管理費に回してしまっていて、指定管理者が自分たちの努力によって収入を上げていくわけです。

そのほかの近隣公園や街区公園については、直営といいましょうか、ゾーンを組んで、毎年、業者に業務委託を出しています。

霊園の場合、里塚霊園と手稲平和霊園と平岸霊園について、3ゾーンに分け、その中で旧施設墓地も維持管理していく、そのようにゾーン分けしてやるという考え方もあるかと思えます。それは今の段階では分からないのですけれども、公園の場合はそのようにやっております。

また、PFI制度についてです。

昨年からは公園のほうでも要望は出したのですけれども、今のところは決まっておられません。

○上田部会長 古瀬委員、どうもありがとうございます。

それでは、事務局からの報告に対してご質問等がありますでしょうか。

補足説明を高橋委員からお願いできますか。

今のような指定管理者制度やPFI制度の話というのは、多分、一般の方からすると今の委託している状態と何が違うのかがよく分からないということがあるかと思しますので、ご意見をいただければと思います。

○高橋委員 まず、質問です。

8ページの千葉市や横浜市について、指定管理者の中に合葬式墓地ありと書いていますがけれども、これは指定管理を受けているところの収入になるのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 収入になっているかは分かりません。

○高橋委員 これだと指定管理者が運営しているように見えたので、そういう意味なのかなと思っていました。それだと、古瀬委員がおっしゃったように、テニスコートの運営をすることで収入を得るというイメージなのかなと思ったのですが、そこまでは分からないということですね。

○事務局（高谷墓園管理係長） はい。

○高橋委員 指定管理者制度やPFI制度についてです。

確かに、指定管理者制度は5年でまた入札をするということで、次の者が霊園管理を一から覚えることになるでしょうから、永続性という意味ではあまり現実的ではないような気がしています。ほかの都市でも全く導入していないので、それはどうしてなのかなどかと思いました。

また、経費削減と言われてはいますが、札幌市の数字を見ると、現実問題として、さて、どうしようかという気持ちになると思うのです。ですから、指定を受けたとしても、今お話をいただいたように、何か補填することも必要なかなと思いました。長期で受けられるのであれば、その中でいろいろとやりくりはできるのかと思いますし、民間の力を使ってというのは大変いいかと思っております。

ここで事務局に質問ですが、意思決定を伴う使用許可について、許可証を送るのは当選した方が窓口に取りに来るといった状況なのですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 札幌市は即日交付で対応しているのですがけれども、指定管理者制度を導入しているところでは、窓口に取りに来てもらうか、もしくは、郵送で対応しているのかなと思います。

○高橋委員 郵送でもやっていらっしゃるんですね。

○事務局（高谷墓園管理係長） ただ、お金を受け取って交換なので、やはり、窓口に来ていただいているのかなという認識です。

○高橋委員 あまりいい言葉ではないかもしれませんが、こうしたことから面倒くさいという意見が出るのでしょうかね。

導入に当たり、いろいろと検討していただければと思いますが、今回も出てきています無縁の問題で、指定管理者側がお金をもらえるのかです。市役所の人だからもらえるところがあるような気がします。これに関しては、任されたときにどこまでできるかなという正直な気持ちはあります。

○上田部会長 最初のお話は私も質問したかったことでして、8ページのその他のところに指定管理の霊園に合葬式墓地ありとそれぞれに書いてあるということは、指定管理の中に合葬式墓地があると、その分、霊園維持費が高くなるということなのかなと思いました。

一方、9ページのサウンディング型市場調査の結果のところ、PFI制度の導入については、合葬墓の建設を含めてもらえれば対応可能と皆さんは答えています。要は、自分たちにある程度の収入が入ってくる条件ではないとPFIは受けられないという言い方をしています。受ける業者としては自分たちに収入見込みがある施設ではないと困るということかと思えます。

こういったことを考えますと、今日の部会の冒頭で皆さんからお話があったセーフティネットについて、PFI制度を導入し、合葬墓をつくっていくということでも札幌市の方針にちゃんと当てはまるのかどうかです。今の札幌市の方針では認められないような気がしなくもないのですけれども、そこら辺についてはどうなのでしょう。

合葬墓の位置づけについて、それぞれの市がどういう意味で答えられているのか、サウンディング調査ではどういう意味で回答されているのかについて何か補足で説明はありませんか。

○事務局（高谷墓園管理係長） サウンディング調査以外については、毎年、大都市の会議が行われている中で、また、限られた時間でしたのですが、私から電話で話をしたというだけの状況であり、そこまで深く話はできておりませんので、引き続き、他都市と情報交換や情報共有をしたいと考えております。

○上田部会長 引き続き情報提供があるということですね。

そのほか、質問やご意見はいかがでしょうか。

○福田委員 先ほどの説明にあったサウンディング型市場調査の結果を見て思いましたのは、終活に関する窓口を併設しという文言です。こういう窓口がどこかに必要だなと常々思っていましたので、将来課題としてそういうことも重視すべきなのかなと思います。

つまり、今、死にまつわることは、お葬式であれお墓であれ、それぞれ独立した分野でして、分業化が進んでいます。でも、利用する人にとってはワンストップの窓口がどこかにないかと思うわけです。

たまたま、この間、郵便局に行ったら、郵便局で終活のことを考えようという相談業務をやっていたのです。終活に関する意識醸成ということを考えますと、終活に関する窓口についても将来課題として検討していったらいいのではないかなと感じました。

○上田部会長 関連して、澤委員、いかがでしょうか。

○澤委員 ちょっとずれるかもしれないのですけれども、収益のことを考えると、例えば、ペットがいる方は、一緒の区画ではなくても、近くにペットの墓地といいますか、埋葬場所があるとうれしいというお話をされる方が多いのです。ですから、ペットの霊園みたいなものをつくり、その収益を充てるということもあるのかなと思います。

というのも、ペットを子どもと同様に考えている方もいっぱいいらっしゃるのです、利用

はあるのかなと思いました。

○上田部会長 事務局にお聞きしますが、今の条例では、市営霊園とペットの埋葬についてはどうなっておりますか。

○事務局（岸霊園担当係長） ペットについてですが、動物管理センターという施設で合同の墓を持っております。

○上田部会長 つまり、今は市営霊園での埋葬は難しいということですか。

○事務局（岸霊園担当係長） 今のところ、ペットのお骨を埋葬するということは基本的に行っておりません。

○上田部会長 ほかにございませんか。

○佐々木委員 私も市民の立場から基本的なことを伺います。

経費の削減についてが言われていますが、市営霊園の基金、あるいは、セーフティーネットとして税金を投入したらみたいなのが前に出てきていたかと思えます。そもそも、そこに使えるお金はどういう中身になっているのかと伺いますか、基金だけからなのか、それとも、税金も投入されているのか、それについてお願いします。

○事務局（高谷墓園管理係長） 3 霊園の管理については基金を取り崩して充てております。

○佐々木委員 では、今は、税金投入は一切なく、どのように集められた基金なのかは分からないのですけれども、基金のみということなのか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 基金は、再公募なり、最初に使うときに土地の使用料として一括で払っていただいたものです。また、20年分の清掃手数料として前払いで徴収させていただいたものを貯めたものとなります。

○上田部会長 別の聞き方をしますが、資料3の左に書いてある全ての業務が基金で行われているということですか。

○事務局（高谷墓園管理係長） 旧設墓地以外は全てが基金です。

○佐々木委員 これから多死社会が訪れるわけですが、墓地のことは使っている方だけの問題ではなくなってくるわけです。また、市営墓地を使っている方以外にも葬送の考えを広げていきたいと考えたとき、基金だけで全てをやるというのはどうなのか、税金を投入するという議論も必要になってこないのかなと個人的に思いました。

もう一つお聞きします。

P F I 制度のことは私もよく分からないのですけれども、許可業務について、P F I でしたら許可業務を委託しなければいけないのでしょうか。

○事務局（高谷墓園管理係長） P F I 制度についてです。

7 ページの右上のところを簡単に触れさせていただきましたが、必ずしも許可業務を委託することは考えておりません。

指定管理者制度と違い、委託期間が長いので、許可業務についても担っていただけののかなという認識の下、それぞれの資料については仮で許可業務を委託という資料を作成さ

せていただきました。

○佐々木委員 私は許可業務を委託してしまっているのかなと思いました。

やはり、これから葬送のことを考えていったり、市としていろいろな構想を考えていくとき、許可のところは具体的にどういう人たちがどういう流れでやるのかが分かるものだと思うのですね。施設の整備などを委託することに異論はないのですけれども、どういう人たちを許可するかは、やはり、市でやらなければいけないのではないかなという気がしました。

○上田部会長 参考までにお聞きしますが、真駒内や藤野についてはどういった形になっていますか。

今、許可業務に対する懸念のご意見が佐々木委員からありました。既に現状でも委託が行われている真駒内や藤野について、許可業務はどうなっているかを教えていただくと参考になるかと思います。

○高橋委員 私からお話しします。

滝野霊園では抽選をしておらず、この人が当選したということではないので、申し込んだ人が欲しいお墓を買えます。あなたに当たりましたみたいな立てつけではなく、誰でも買える状態です。

○佐々木委員 民間の墓地では、そういうふうに買いたい人が買えると思うのですが、市営墓地では、セーフティーネットという言葉が当てはまるかどうかという議論もありましたとおり、それをどう判断するかで許可するかということに関わってくるのかなと思うので、そこを委託してしまうことに私は懸念を感じているということです。

○上田部会長 そのほかにいかがでしょうか。

○事務局（敦賀生活環境課長） 話題がずれてしまったのですけれども、先ほど、福田委員をはじめ、いろいろな方から終活や葬送に関する窓口が何かないかということがありましたので、それについて情報提供をさせていただきます。

市では、来年度から試行的にお悔やみ窓口というものを区役所に設置する予定です。北区と清田区になりますが、区役所の中に葬送に関する情報提供や手続の相談を受けられるブースを設け、いろいろな情報を市民の方に提供する予定です。

その後、その状況を見ながら、ほかの区に広げる方向性も出てくるかと思うのですが、まず、第一弾として、そのような動きがあるということを情報提供させていただきます。

○上田部会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 先ほどは窓口の一本化の話も出ていましたよね。そんな中で許可業務についてはやはり不安があるという意見はよく分かります。その窓口については、許可業務以外は指定管理者やPFIの事業者でやるのでしょけれども、許可業務は札幌市から出向してきた人にやってもらう、あるいは、民間霊園や葬儀社でも終活の相談を受ける窓口として、例えば、家賃を払って共同でやるということなど、いろいろな可能性はあるのかなと思っております。

ただ、皆さんがいろいろな相談をできる場所をつくったらいいのかなと思います。

○上田部会長 時間がかかり過ぎてしまいましたので、今回はこら辺で議論を終結させたいと思います。

今日の皆様のご意見を伺いますと、市民のサービスを向上させていくという視点から、PFI制度を導入することが望ましいのかなと思いました。これは、亡くなった方を対象とした場合もそうですし、特に、今の市民の皆さんに対する墓地の利用を促進する上においてはなおさらPFIの導入が望ましいのかなとお話を伺い、思ったということです。

しかしながら、その際は、当初に話していたセーフティーネットの考え方については整理が必要になってくるかと思えます。

それでは、今後、事務局には他都市との情報交換をさらに続けていただきながら、途中経過を部会に報告いただければと思います。

### 3. 報 告

○上田部会長 それでは、報告事項に移ります。

旧設墓地利用者向けアンケート調査の結果についてです。

ご説明をお願いいたします。

○事務局（柳墓園管理係員） それでは、旧設墓地アンケート調査について説明させていただきます。

今回、昨年12月中旬から1月末まで、札幌市に17か所ある旧設墓地の中小のお墓の利用者3,806名に対し、郵送回収方式でのアンケート調査を実施しましたが、ある程度のご回答をいただきましたので、その中から代表的なものを紹介します。

お手元の資料のアンケート調査の報告書の抜粋版の5ページをご覧ください。

問4で管理料の新規徴収について皆さんにお伺いしておりますが、およそ半分の方が、毎年、維持管理料を徴収すべきと回答しております。

次に、6ページをご覧ください。

問5で管理料とサービスの質について3パターンから選んでいただいております。年間6,000円程度での負担で、現状と同程度の維持管理サービスを受けたいという回答が46%、年間3,000円程度の負担で現状よりも低水準の維持管理が理想という回答が27%で、合わせて約75%となっております。

次に、7ページをご覧ください。

問6で旧設墓地で利用してみたい有料サービスはありますかと聞いております。特に利用したいサービスはありませんという回答が75%と最も高かったところです。

最後に、8ページをご覧ください。

問7で旧設墓地から3霊園へ移転したいですかと聞いておりますが、82%の方が移転したくないとのご回答でした。

これらの結果から、旧設墓地では、特に細かいサービスや有料サービスは求めてはいな

いということが分かりました。また、維持管理料、維持管理サービスの程度をどうするのかについて利用者の皆さんは関心があるのかなと考えられます。

以上、旧設墓地アンケートについてのご報告でした。

次回の第3回の墓地部会では旧設墓地の管理方法として議論していただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○上田部会長 アンケート調査結果を次回の墓地部会での検討材料にしたいということでした。今の時点でどうしてもという質問がありましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○上田部会長 これは次回の議題となるということでしたが、私から事務局に1点お願いがあります。

資料4に札幌市の過去の経緯、歴史をまとめられていたかと思いますが、昭和の時代に旧設墓地の移転、統合が結構進んだかと思えます。その際、どういう経緯やどういう議論があって移転や統合が行われたかを次回の部会で紹介いただけると議論がしやすくなりそうな気がしますので、情報提供をお願いできればと思います。

では、以上で本日の議事報告について一通り説明が終わりました。

全体を通してご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

#### 4. 連絡事項

○上田部会長 それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○事務局(高谷墓園管理係長) 本日も様々なご意見を賜り、ありがとうございます。

古瀬委員からありました手稲平和管理事務所の建築のいきさつ等については後ほど調べて、資料が出てきましたら、分かり次第、メール等でご報告させていただきます。

また、第3回の墓地部会は5月中の開催を予定しております。具体的な開催日時は、4月に入りましてから日程調整のメールを送付させていただきます。

次回の部会では、旧設墓地の管理方法、市営霊園の新たな管理料制度、また、運営計画策定に向けた際の墓地分野の成果指標について議論していただきたいと思えます。

次回開催につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(清尾生活環境係員) 続きまして、総会で取り組んでいる意識醸成の関係について、進捗状況をご報告させていただきます。

時間もないので、駆け足で説明させていただきますけれども、本日も報告する内容は、今スライドでお示ししていますキャッチコピーとロゴマークの作成について、パネル展開催について、ツイッター開設についての3点です。

まず、キャッチコピーとロゴマークについてご説明します。

キャッチコピーとロゴマークについては、1月の第1回総会の協議会で提案をいただき

ました。事務局としても分かりやすく興味を引きやすいものがあつたほうが良いと考え、委員の皆様にも案を募集させていただきました。

今後の進め方についてですが、まず、キャッチコピーについては、現在いただいている案を中心に、本日ご参加いただいております福田委員と事務局において複数の候補に絞り込みをさせていただきたいと思っております。その後、協議会の委員の皆様にご意見募集及び投票を行っていただきまして、事務局で投票結果を集計し、決定という流れを考えております。

決定は5月の中旬から下旬を目指して決めていきたいと思っております。

次ですが、案として事務局が考えたものが1から7、委員2名からいただいていたところですが、8から14までが委員からいただいた案です。

事務局としましては、ビジョンの「みんなが尊厳ある葬送を実現できるまち～葬送に不安なく安心して暮らし続けるために～」をベースに、尊厳や葬送などのキーワードが入っていたほうが良いのではないかと考えた下、挙げさせていただきました。

案が多ければ多いほうが良いと思っておりますので、委員の皆様におきましてもほかに案があるようでしたら今週中に事務局の生活環境課宛てにメールをいただければと思います。

続きまして、ロゴマークについてです。

ロゴマークについてですが、スライドの右下に示していますが、昨年、保健所で作成しました、さっぽろ児童喫煙防止宣言のロゴマークになります。

このマークは、市立大学のご協力の下、作成したものです。協議会でデザインを考えるよりも、デザイン学部の学生から募集したほうが、専門的なところもありますので、よいのかなと考えたわけですが、今回も同様の手法を取ればと考えております。

進め方ですが、キャッチコピーが固まり次第、大学に依頼募集を開始します。その後、事務局で作品数に応じて5点から6点ほどに絞り込みを行い、以降は、キャッチコピーの流れと同様、意見募集、投票、事務局で集計、決定という流れを考えておりまして、ロゴマークの決定についてはおおむね7月下旬ぐらいを目指しております。

次に、パネル展についてです。

パネル展についても総会でお話をしていたところですが、今年の9月9日木曜日から9月12日日曜日の4日間、札幌地下歩行空間であるチ・カ・ホの北大通交差点広場東、大通駅から札幌駅に向かって入り口を出たところのすぐ右側のスペースになりますが、こちらの会場を予約することができました。

葬送を考える市民の会でもパネル展を実施していただけることですので、今後は、澤委員とご相談させていただきながら、6月の総会において具体的内容を協議できればと思っております。

意識醸成につきましては、協議会が主体となって取り組んでいただきたいと思いますと考えているところであり、各委員の皆様には都度ご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、ツイッター開設についてです。

ツイッターは、先ほどのお話のパネル展や各媒体での啓発を行っていく上でタイムリーに情報発信ができることから、来年度の4月から5月辺りを目指して開設したいと思っております。

アカウント名は、今、仮で置いたものにはなりますが、あまり堅苦しいと市民の興味を引かないと思いますので、これについても何かよい案があればご提案をいただきたいと思います。

内容についても、若い方々を主なターゲットに考えており、できるだけフランクでキャッチーな内容にできればと思っております。事務局からも案を挙げさせていただいておりますが、皆様からもアイデアをいただければと思います。

本日の説明は以上です。

今後の進捗状況につきましては随時ご報告させていただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

最後に、生活衛生担当部長の高木からお話がありますので、よろしくお願いたします。

○高木生活衛生担当部長 予定の時間を超えておまして、大変申し訳ございませんけれども、最後に私からお話をさせていただきます。

私は、この3月末をもちまして退職となりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日に開催いたしました火葬場部会のメンバーの方には同じようなご挨拶となりますこととはご容赦ください。

墓地部会の皆様におかれましては、本日も熱心なご協議をいただき、誠にありがとうございました。

墓地というのは、人生の最後の場所ということで、人それぞれに思いがありまして、それゆえ、墓地の課題は多岐にわたるのではないかと思っております。

今日のご議論の中でも、例えば、墓は単にお骨を納めておくだけではない役割もあるのではないかと、お墓の中に入る方だけではなく、お参りをする方の視点も大切ではないかというお話がございました。

行政がお墓に関してどこまでの役割を担っていかなければならないのか、その点については、市民がどのようにニーズを持たれているかを敏感に把握しなければならないということがあるかと思えます。一方で、市民ニーズは時代によっていろいろと変わっていきます。先ほど福田委員からお話がありましたように、コロナを契機に、火葬の形も変わるし、お墓についても変わっていくのではないかとことです。そういう市民が求めるものをしっかりと把握していくことも必要かと思っております。

そういう中、行政だけがやるのか、あるいは、民間の方との役割分担の中でどう対応していくのか、それらについても我々としては考えていかなければなりません。

いつかは誰もが関係します墓地、あるいは、火葬場のことを市民の皆さんが自分ごととして考え、そして、取り組めるよう、今後も引き続き委員皆様のご協力やご助言を改めてお願をいたしまして、私からの最後のご挨拶とさせていただきます。

これまでいろいろありがとうございました。

今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

○上田部会長 長い間、ありがとうございました。

## 5. 閉 会

○上田部会長 私の進行が悪く、延長してしまい、大変申し訳ございませんでした。

これをもちまして第2回墓地部会を閉会します。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上